

## 花巻市東和地域協議会委員公募要領

令和8年3月9日策定

### 1 趣旨

花巻市地域自治区設置条例（平成18年花巻市条例第22号）第6条第3項第3号に規定する公募による者（以下「公募委員」という。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 公募の委員数及び任期

公募委員数は3名以内とし、任期は令和8年6月5日から令和10年6月4日までの2年とする。

### 3 公募の方法

#### (1) 応募者の要件

応募者の要件は、次の要件を満たす者とする。

ア 花巻市東和地域に住所がある者で、応募申し込みの時点で満20歳以上であること

イ 平日に開催する会議に出席可能であること

ウ 市の執行機関が設置する審議会その他の付属機関の公募委員ではないこと

エ ①住所、②氏名、③生年月日（年齢）、④性別、⑤主な経歴（職歴、市の審議会等への就任履歴）、⑥電話番号、⑦応募作文（東和地域における今後の地域づくりの抱負について400字程度）を記入し、募集期間中に市に提出する者であること

#### (2) 周知の方法

ア 広報はなまきに掲載する

イ 花巻市ホームページに掲載する

#### (3) 募集の期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月3日（金）午後5時（必着）とする

#### (4) 応募方法

応募方法は、第1項エに掲げた内容について作成のうえ、募集期間中に第5項の提出先へ郵送又は持参により提出するものとする（様式は自由）

#### (5) 提出先

花巻市東和総合支所地域振興課地域づくり係（花巻市東和町土沢8区60番地）

### 4 公募委員の選考方法

(1) 花巻市東和地域協議会公募委員選考委員会において選考し、選任する

(2) 選考結果は、応募者に書面をもって通知する